

輪島市監査公表第38号

平成26年10月14日付発監査第119号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成26年11月 11日

輪島市監査委員 湊 良作



輪島市監査委員 中山 勝





発 放 第 4 7 号

平成26年11月 5日

輪島市代表監査委員

湊 良 作 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 放送課
監査執行年月日 平成26年10月 3日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>①ケーブルテレビ・インターネット使用料の滞納について</p> <p>負担の公平性と財源確保を目指して、今後の滞納徴収対策に向け、具体的な計画を立て、引きつづき職員一丸で取り組まれない。</p>	<p>督促状及び催告書による書面での督促と合わせて、平成25年度より、サービスを提供し、使用料を納めて頂いた契約者の方との「負担の公平性」の考えから、滞納金額及び件数を減少するよう収納対策に取り組んでおります。</p> <p>収納対策としては、特に悪質と思われる滞納者に対して、「ケーブルテレビ利用停止執行通知書」を郵送した後、自宅を訪問して滞納金の納付について納付相談をしております。</p> <p>また、それでも納付の意思の無い契約者には、条例及び契約約款の規定に基づき、ケーブルテレビ及びインターネット接続サービスの利用を停止する措置を執行させて頂いております。</p> <p>今後は、よりきめ細かく自宅等への訪問を実施するなど収納対策を強化して滞納金額の減少に繋げたいと考えております。</p>	<p>措置済</p>

取組状況 (H25年度)

督促状 1, 981件

催告書 576件

ケーブルテレビ利用停止執行通知書 48件